

○狛江市防犯カメラの設置及び運用に関する条例施行規則

平成25年3月29日規則第34号  
改正 令和5年3月30日規則第38号

(目的)

第1条 この規則は、狛江市防犯カメラの設置及び運用に関する条例（平成25年条例第18号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(不特定多数の者が自由に利用し、又は通行する場所)

第2条 条例第2条第1号に規定する不特定多数の者が自由に利用し、又は通行する場所は、次に掲げる場所とする。

- (1) 道路に準ずる通路
  - (2) 鉄道の駅の自由通路
- (設置運用基準の届出等)

第3条 条例第4条第1項に規定する防犯カメラの設置及び防犯カメラの運用に関する基準（以下「設置運用基準」という。）に関する事項は、次のとおりとする。

- (1) 防犯カメラの設置目的に関すること。
- (2) 防犯カメラの設置年月日に関すること。
- (3) 防犯カメラの撮影対象区域に関すること。
- (4) 防犯カメラの設置の表示に関すること。
- (5) 防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）の設置及び指定に関すること。
- (6) 防犯カメラの機器構成に関すること。
- (7) 画像データの保管場所、保管方法、保管期間及び廃棄方法に関すること。
- (8) 苦情の処理に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、防犯カメラの適正な管理及び運用に関し市長が必要と認めること。

2 条例第4条第1項の規定による届出は、当該届出に係る防犯カメラを設置しようとする日の14日前までに、設置運用基準届（第1号様式）を市長に提出して行わなければならない。

3 条例第4条第1項第4号に規定するこれらに準ずる団体とは、次に掲げる事項に照らし、市長が認める団体をいう。

- (1) 当該区域で、中小小売商業又はサービス業に属する事業者の相当数が近接してその事業を営み、かつ、組織的な活動を行っていること。
- (2) 社会通念上消費者により、まとまった買物の場として認識されていること。
- (3) 当該区域内に人又は車両が常時通行できる道路を包含していること。

4 条例第4条第1項第6号に規定する規則で定めるものは、主に市民により構成される犯罪の防止に関する自主的な活動を行う団体とする。

5 条例第4条第2項に規定する届出は、同条第1項の規定による届出の内容を変更しようとする日の14日前までに、設置運用基準変更届（第2号様式）を市長に提出して行わなければならない。

(防犯カメラの廃止届)

第4条 設置者は、防犯カメラを廃止したときは、廃止した日から14日以内に、防犯カメラ廃止届（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（映像データの保管期間）

第5条 条例第7条第6号に規定する保管期間は、映像データを安全に保管できる期間であって、かつ、防犯カメラの設置目的を達成することができる必要最小限度の期間で14日以内を限度とする。ただし、管理責任者は、運用上これによりがたい事情があるときは、保管期間を別に定めることができる。

（協議会の設置）

第6条 市長は、防犯カメラの効果的な整備を目的として、防犯カメラの整備に関する検討協議会を設置することができる。

（指導）

第7条 条例第10条第2項の規定による指導は、指導書（第4号様式）により行うものとする。

（勧告）

第8条 条例第11条の規定による勧告は、勧告書（第5号様式）により行うものとする。

2 前項の勧告の期限は、14日以内を限度とする。ただし、市長は、運用上これによりがたい事情があるときは、期限を別に定めることができる。

（公表の方法等）

第9条 市長は、条例第12条第1項の規定による公表を行おうとするときは、あらかじめ公表通知書（第6号様式）を勧告を受けた者に送付しなければならない。

2 前項の送付を受けた者は、公表通知書の内容に対して意見を有するときは、当該公表通知書の到達の日から14日以内に、意見を記載した書面を市長に提出することができる。

3 条例第12条第1項に規定する公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 安心安全課での供覧
- (2) 広報こまえへの掲載
- (3) 市公式ホームページへの掲載
- (4) その他、効果的に周知できる方法

4 条例第12条第1項に規定する公表は、次に掲げる事項について公表するものとする。

- (1) 勧告を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 勧告の内容
- (3) 公表の理由
- (4) その他市長が必要と認める事項

（運用状況の公表の方法）

第10条 条例第14条の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 安心安全課での供覧
- (2) 広報こまえへの掲載
- (3) 市公式ホームページへの掲載
- (4) その他、効果的に周知できる方法

付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（令和5年3月30日規則第38号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、改正前の狛江市防犯カメラの設置及び運用に関する条例施行規則の規定により作成した様式で、用紙が現存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

第1号様式から第6号様式まで（省略）